令和8年4月現在

1 事業所の概要

名　　称	特定非営利活動法人 集い
所 在 地	由利本荘市畑谷字東畑谷83番地1
電話番号	0184-74-8266　(FAX同じ)
代表者氏名	代表理事 小野 秀一
設立年月日	令和 2年 8月 3日

2 利用事業所

事業の種類	障害者福祉サービス事業	
事業所の名称 (事務所番号)	障がい者支援事業所 集いの家 秋田県指定 第 0511000242 号(令和 2年 8月 31日)	
所在地と連絡先	特定非営利活動法人 集い 由利本荘市畑谷字東畑谷83番地1 TEL/FAX 0184-74-8266	
管 理 者	小野 秀一	
サービス管理責任者	阿部恵利子	
通常事業の実施地域	由利本荘市	
営業日及び営業時間	営業日	毎週月曜から金曜日、他に第3土曜日とする。 ただし、次に掲げる日を除きます。 ・年末年始(12/30～1/3)、盆(8/13～8/15) ・事業所の行事及びその他管理者が必要と認めた日
	営業時間	午前9時30分～午後3時30分(6時間) ※営業日及び営業時間は、事業所又は利用者の都合によって変更する場合があります。
定　員	20名　就労継続支援B型	
開設年月日	令和 2年 9月 1日	

３ 事業の目的・事業の方針

事 業 の 目 的	特定非営利活動法人　集い（以下「事業者」という）が設置する障がい者支援事業所「集いの家」（以下事業所という）において、実施する障害福祉サービス事業の就労継続支援B型の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、福祉サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。
事 業 の 方 針	就労継続支援B型の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、意思や個性を尊重した利用者本位のサービスと、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動を通じて、地域との交流を図りながら、相互理解を深め、地域に根差した事業運営を目指す。

４ サービスを提供する職員の配置状況

職　種	常　勤	非常勤	備　考
管理者	1名（兼務）		職業指導員兼務（0.5）
サービス管理責任者	1名		
生活支援員	2名	1名	
職業指導員	3名（兼務）		
事務員・調理員		2名	それぞれ1名

※上記の他、必要に応じ配置します。

就労継続支援B型

サービスの種類	内　　容
就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供	利用者の心身の特性を踏まえ、生産活動の機会を提供します。また生産活動に係る事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として支払います。
事業所外支援 (職場実習)の実施	利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう実習の受入先の確保に努めます。また、公共職業安定所、障害者職業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、当該実習の受入先が利用者の適性や要望に応じたものとなるよう努めるものとする。
生活及び就労に関する相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や就労、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
健康管理	常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。
食事提供 送　　迎	利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、年齢や障害の特性に応じた栄養量及び内容の食事を提供します。 また、利用者の状況等必要に応じ送迎を行います。但し、実施地域は事業所から15キロ以内とします。

6 利用料金

（1）食事提供体制加算対象者については、一食200円とする。加算対象者でない場合は、事業所より提案する。
また、外食や弁当の持参等食事を摂らない場合は、事業所で決めるお茶代の負担金をいただきます。

（2）社会生活支援に関わる費用については実費分とします。

（3）日常生活において通常必要となるものに関わる費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。

7 利用者の記録及び情報の管理等

（1） 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

（2） 指定障害福祉サービス事業者及び関係機関等において使用する利用者の個人情報については、あらかじめ利用者の同意を得てから使用します。

8 嘱託医療機関

医療機関の名称	中央線診療所	
所在地	由利本荘市岩渕下117-3	
電話番号	0184-27-2301	
診療科	内科	

9 要望・苦情・虐待等に関する相談窓口

当事業所受付窓口	苦情解決責任者/虐待防止委員長	小野 秀一
	苦情受付責任者/虐待防止マネージャー	阿部 恵利子
	ＴＥＬ	0184-74-8266 (8:30～17:30)
	携 帯	090 1493 2795(阿部) 090 7793 1074(小野)
当事業所外受付窓口	秋田県運営適正化委員会 TEL ： 018-864-2726 由利本荘市障がい者虐待防止センター	
	TEL ： 0184-24-6314	

10 非常災害時の対策

避難訓練	・年2回以上、利用者の心身の状況に応じた避難・防災訓練を実施します。
防災設備	・避難口誘導灯 ・消火器 ・非常照明器具 ・非常持出し袋
消防計画	消防署への届出日 ： 令和 2年 8月 27日 防 火 管 理 者 ： 小野 秀一
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：東京海上日動火災保険険株式会社、他

11　利用についての留意事項　　P-5

設備・器具の利用	事業所内の設備・器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反することにより破損が生じた場合、賠償していただく事があります。
喫　煙	事業所内禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の自己管理とします。本人の希望により一時的に事業所で管理することもできますが、できるだけ持ち込まないようにお願いします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動・営利活動はご遠慮ください。

令和　　年　　月　　日

就労継続支援B型の本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名　　サービス管理責任者　　阿部　恵利子　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、就労継続支援B型のサービス提供開始に同意しました。

利用者　　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　　印 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人　　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　　印 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続　柄 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿